



株式会社ナフコ

証券コード：2790

第51期 定時株主総会招集ご通知



2020年6月25日（木曜日）

午前10時

日時

受付開始 午前9時



場所

リーガロイヤルホテル小倉

（4階 ロイヤルホール）

福岡県北九州市小倉北区

浅野二丁目14-2

※裏表紙の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。



決議
事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

監査役3名選任の件

第3号議案

退任取締役及び退任監査役
に対し退職慰労金贈呈の件

第4号議案

役員賞与支給の件



書面及びインターネットによる
議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）

午後6時15分まで

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

また、書面・インターネットによる事前の議決権行使のご活用も宜しくお願い申し上げます。

(証券コード 2790)
2020年6月9日

株 主 各 位

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号



株式会社ナフコ

代表取締役社長 石田 卓 巳

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水）午後6時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14-2
リーガロイヤルホテル小倉 4階ロイヤルホール
3. 目的事項
報告事項 第51期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容
内容および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
第4号議案 役員賞与支給の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nafco.tv>）に掲載させていただきます。
- ◎当日はノーネクタイの「クール ビズ」スタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

4. 議決権行使についてのご案内

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年
6月25日(木)
午前10時

郵送(書面)による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月24日(水)
午後6時15分
到着分まで

電磁的方法 (インターネット等) による議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月24日(水)
午後6時15分まで

3～4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法(インターネット等)により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② 電磁的方法(インターネット等)により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行なわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）
午後6時15分まで

ご注意事項

- 株主様のインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524

（受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く）

アクセス手順について

ID・パスワード入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp>

または

みずほ信託 議決権行使サイト

「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのQRコード読み取りアプリを起動して、同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り、ウェブブラウザを起動させる。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



次へすすむをクリック。

2 ログイン

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の左下に記載されています。

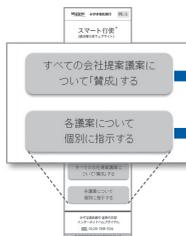


議決権行使書ウラ面に記載の「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、議決権行使書ウラ面に記載のパスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、上記「ID・パスワードを入力する方法」でご修正いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2019年4月1日
至 2020年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られ、緩やかな景気回復基調にあったものの、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱問題など、海外経済情勢の不安の高まり、また、消費税引き上げによる景気悪化懸念や新型コロナウイルス感染症の拡大懸念から、先行き不透明な状況が続いております。

家具・ホームセンター業界におきましても、業種・業態を超えた競争の激化や高齢化・人口減少によるマーケットの縮小、物流や建築資材をはじめとした各種コストの上昇および採用難による人手不足などにより、また、豪雨や記録的な猛暑といった天候不順の影響もあり、依然として厳しい経営環境になっております。

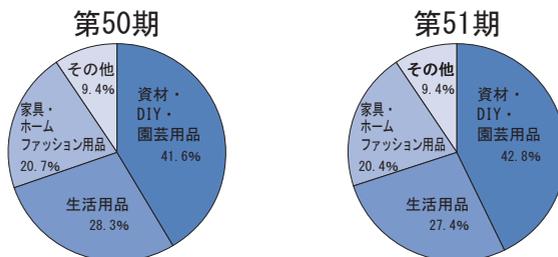
当社といたしましては、従来からの経営理念である「お客様満足度 100%」を目指して、従業員教育による販売力の向上や、お客様のニーズにあった商品政策の強化に努めてまいりました。また、「資材・DIY・園芸用品」「生活用品」「家具・ホームファッション用品」の品揃えの強化を図り他社との差別化に取り組んでまいりました。

経営基盤の充実のため店舗展開と既存店の強化に取り組み、1店舗の新規出店及び7店舗の増床と1店舗の改装を行いました。同時に既存店の見直しも行い9店舗を閉鎖いたしました。これにより、当事業年度末での店舗数は鹿児島県から宮城県までの34府県にわたり358店舗となりました。

この結果、売上高2,177億53百万円（前期比2.5%減）、営業利益83億19百万円（前期比18.9%増）、経常利益89億64百万円（前期比19.1%増）、当期純利益は49億41百万円（前期比9.4%増）となり減収増益となりました。

商品部門別の売上状況につきましては、次のとおりであります。

区分	第50期		第51期		前期比 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
資材・DIY・園芸用品	92,969	41.6	93,223	42.8	100.3
生活用品	63,103	28.3	59,758	27.4	94.7
家具・ホームファッション用品	46,252	20.7	44,528	20.4	96.3
その他	20,920	9.4	20,243	9.4	96.8
合計	223,246	100.0	217,753	100.0	97.5



(2) 資金調達の状況

特記する事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は49億17百万円で、その主なものは店舗の新設等に要したものであります。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境におきましては、消費動向の見通しが依然として不透明なことから、さらに厳しい状況が続くものと予想されます。

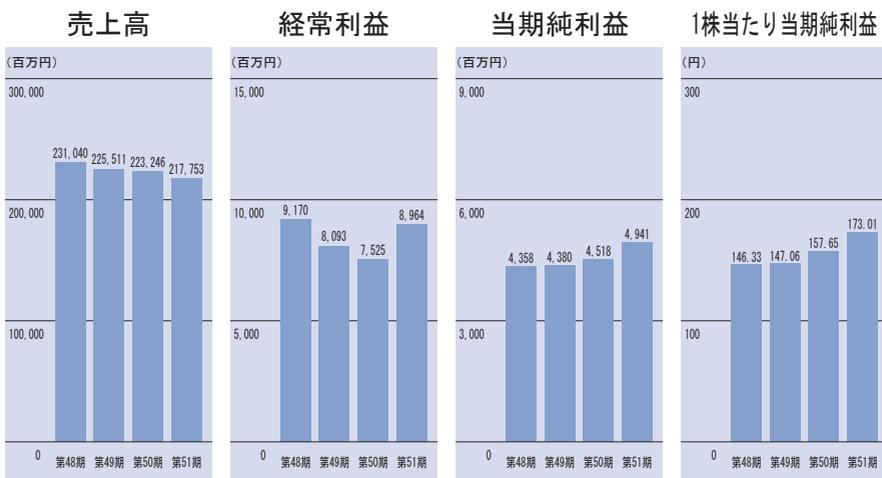
当社といたしましては、「店はお客様のためにある」の原則を踏まえ、「人・商品・店舗」における他社との差別化を図りながら、業績の向上に努めていく所存であります。また、経営基盤のさらなる強化のため、新規出店と既存店の増床改築を行っていく方針であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 48 期	第 49 期	第 50 期	第 51 期
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売 上 高	231,040	225,511	223,246	217,753
経 常 利 益	9,170	8,093	7,525	8,964
当 期 純 利 益	4,358	4,380	4,518	4,941
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	146円33銭	147円06銭	157円65銭	173円01銭
総 資 産	224,327	224,507	222,501	221,037
純 資 産	134,202	137,503	138,540	142,324



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
特記する事項はありません。
- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、ホームセンター、家具・ホームファッション用品の販売を主業務とする専門店であります。

資材・DIY・園芸用品	大工道具、建築金物、ペイント、左官用品、園芸用品、水道用品、エクステリア、木材・シェルフ、ルームアクセサリー、作業用品、グリーン、電材
生活用品	家庭用品、季節用品、収納用品、文具、日用品、調理家電、履物、食品、化粧品、アウトドア用品
家具・ホームファッション用品	家具、フロアカバリング、カーテン、インテリア小物、照明、寝具、リフォーム、床材
その他	カー用品、乗り物、ペット用品、灯油他

(8) 主要な営業所

- ① 本社 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
 - ② 店舗
- | | | | | | |
|------|------|-----|------|------|--------|
| 福岡県 | 75店舗 | 佐賀県 | 13店舗 | 大分県 | 15店舗 |
| 長崎県 | 24店舗 | 熊本県 | 27店舗 | 宮崎県 | 17店舗 |
| 鹿児島県 | 21店舗 | 山口県 | 27店舗 | 島根県 | 9店舗 |
| 広島県 | 27店舗 | 鳥取県 | 3店舗 | 岡山県 | 14店舗 |
| 香川県 | 4店舗 | 徳島県 | 1店舗 | 兵庫県 | 18店舗 |
| 和歌山県 | 4店舗 | 京都府 | 3店舗 | 大阪府 | 7店舗 |
| 奈良県 | 1店舗 | 三重県 | 3店舗 | 滋賀県 | 8店舗 |
| 岐阜県 | 1店舗 | 福井県 | 1店舗 | 石川県 | 2店舗 |
| 愛知県 | 3店舗 | 富山県 | 1店舗 | 静岡県 | 10店舗 |
| 長野県 | 4店舗 | 山梨県 | 1店舗 | 埼玉県 | 3店舗 |
| 栃木県 | 2店舗 | 千葉県 | 4店舗 | 茨城県 | 4店舗 |
| 宮城県 | 1店舗 | | | (合計) | 358店舗) |

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,418名	-54名	38.6才	16.5年

(注) 上記の他、パート・アルバイト（高齢者従業員を含む）の年間の平均人数は5,818人（1日8時間換算）であります。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入額
(株) 西日本シティ銀行	14,031
(株) 福岡銀行	9,254

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 101,504,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,784,400株（うち自己株式1,221,670株）
- (3) 株主数 4,292名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社深勝興産	7,759千株	27.17%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,904千株	6.67%
高野 時丸	1,629千株	5.70%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,129千株	3.95%
高野 将光	893千株	3.13%
高野 裕子	893千株	3.13%
深町 宏子	893千株	3.13%
石田 佳子	893千株	3.13%
永野 共世	893千株	3.13%
深町 圭司	825千株	2.89%

(注) 持株比率は、自己株式（1,221,670株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
石 田 卓 巳	代表取締役社長 (H I 営業本部長)	㈱マツサキホームセンター代表取締役
石 田 佳 子	取締役副社長 (家具営業本部長兼 家具商品部長)	
高 野 將 光	取締役副社長 (H I 営業副本部長)	
深 町 圭 司	常務取締役 (H I 営業本部長補佐)	
増 本 恒 二	取 締 役 (経営企画部長)	
高 瀬 俊 雄	取 締 役 (家具商品部副部長)	
馬 淵 祐 二	取 締 役 (H I 事業推進部長)	
福 本 靖	取 締 役 (H I 商品部長)	
末 松 保 幸	取 締 役 (家具事業推進部長)	
小 野 哲 彦	取 締 役 (家具商品部副部長)	
山 田 泰 弘	取 締 役 (H I 商品部副部長)	
山 田 勲	取 締 役 (家具商品部副部長)	
今 井 朋 晴	取 締 役 (人 事 部 長)	
廣 瀬 隆 明	取 締 役	広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル㈱代表取締役 日創プロニティ㈱社外監査役 ㈱フォーシーズホールディングス社外 監査役 ㈱TRUCK-ONE社外取締役 (監査等委員) ㈱ブラッツ社外取締役 (監査等委員)
一ノ瀬 勝 雄	常 勤 監 査 役	
福 田 義 徳	監 査 役 (非 常 勤)	福田義徳公認会計士事務所所長 公立大学法人北九州市立大学監事
藤 井 晋	監 査 役 (非 常 勤)	藤井総合法律事務所所長

- (注) 1. 取締役廣瀬隆明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役福田義徳、藤井晋の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役廣瀬隆明、監査役福田義徳、藤井晋の3氏につきましては、株式会社東京証券取引所に
 対し、独立役員として届け出ております。
 4. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。

退任

2020年3月9日に、代表取締役副会長深町正氏は逝去により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令に定める額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	17名	235百万円	(うち社外 1名 2百万円)
監査役	3名	11百万円	(うち社外 2名 5百万円)
計	20名	246百万円	

- (注) 1. 取締役の支給額については、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2003年3月8日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬額（使用人部分は含まず）は月額3千万円以内、監査役の報酬額は月額2百万円以内と承認決議されております。
3. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額28百万円、及び当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額79百万円を含んでおります。
4. 上記支給額のほか、2019年6月27日開催の第50期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対して27百万円支給しております。
5. 上記の取締役の支給人員には、2019年6月27日開催の第50期定時株主総会の終結をもって退任した取締役2名及び2020年3月9日に逝去により退任した取締役1名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当事業年度における主な活動状況

社外取締役 廣瀬隆明氏

同氏は、公認会計士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有していること、及び独立性を有することにより株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、同氏は、広瀬公認会計士事務所の所長をしており、また北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役、日創プロニティ株式会社社外監査役、株式会社フォーシーズホールディングス社外監査役、株式会社TRUCK-ONE社外取締役（監査等委員）、株式会社プラッツ社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同事務所並びに同社らと当社との利害関係はありません。なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、直接利害関係を有するものではありません。当事業年度における主な活動としては、当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。

社外監査役 福田義徳氏

同氏は、公認会計士であり、長年の会計監査・税務業務を含めた幅広い会計知識と豊富な実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることにより選任しております。重要な兼職の状況として福田義徳公認会計士事務所の所長をしており、また公立大学法人北九州市立大学監事を兼務しておりますが、同事務所並びに同社と当社との利害関係はありません。なお、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の出身者ですが、直接利害関係を有するものではありません。

内部監査室、他の監査役、会計監査人と業務等や監査の情報を共有しており、また、内部監査室を中心とした内部統制部門とは、業務や法令対応の適正性を徹底するために情報を共有し相互連携を重視しております。当事業年度における主な活動としては、当事業年度開催の取締役会には13回中12回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。また、当事業年度開催の監査役会には15回中15回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項等の協議などを行っております。

社外監査役 藤井晋氏

同氏は、弁護士としての専門知識・経験を活かしてコンプライアンス経営の推進、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待し選任しております。重要な兼職の状況として藤井綜合法律事務所の所長をしておりますが、同事務所と当社との利害関係はありません。

内部監査室、他の監査役、会計監査人と業務等や監査の情報を共有しており、また、内部監査室を中心とした内部統制部門とは、業務や法令対応の適正性を徹底するために情報を共有し相互連携を重視しております。当事業年度における主な活動としては、当事業年度開催の取締役会には13回中13回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行いました。また、当事業年度開催の監査役会には15回中15回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項等の協議などを行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称及び当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	27百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由として、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社においては以下の基本方針に従い、内部統制システムの継続的な整理・運用を行うものとしております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会、監査役会、会計監査人による管理体制をとる。取締役会は、取締役会規程に従い、法令に定められた事項、定款に定められた事項、重要な業務に関する事項の決議を行い、または報告を受ける。監査役会は、取締役からの報告、監査役が出席した会議内容などから取締役及び取締役会の業務執行を監視する。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては弁護士や警察官等とともに連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社社内規程である文書管理規程に従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程の見直し等を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査室長がその事務を掌管する。
- ② 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- ③ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築する。
- ④ 内部監査室の活動を円滑にするためにリスク管理規程、関連する個別規程などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危機を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- ⑤ リスク管理委員会は、リスク管理規程の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
- ② 業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議するこ

とを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

- ③ 日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、総務部担当役員を責任役員として、その責任のもとコンプライアンス委員会を運営するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての公益通報者保護制度を構築する。
- ② 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス担当役員を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。
- ③ 担当役員は使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し内部通報相談窓口のさらなる周知徹底を図る。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社に関する業務については、関係会社管理規程に基づき経理部長が管理担当を行うものとする。
- ② 内部監査室は、子会社に対し、業務の適正を確保するため内部監査体制の確保を図り原則として毎期監査を行うものとする。
- ③ 内部監査室は、子会社に損失の危険が発生し、内部監査室がこれを把握した場合は、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ① 監査役から求めがあった場合、その職務を補助する監査役直属かつ専任のスタッフを置く。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

(8) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人の評価については、監査役会の同意を必要とする。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は当社の就業規則に従い、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、人事事項については監査役会の同意を必要とする。

(10) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
- ② 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ③ 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

(11) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

「公益通報者保護規程」により、当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(12) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要と認められる費用又は債務の処理を当社に請求したときは、当社は速やかに当該費用を支払い、又は債務を処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役の監査に際して、取締役及び監査対象部署の職員は、資料の開示等情報提供に協力する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

当事業年度において、取締役、監査役そして顧問弁護士等参加によるコンプライアンス・リスク管理委員会を3ヶ月に1度開催し、「最近の株主総会の動向と留意点」「反社会的勢力の最近の動向と対策のあり方」「インサイダー取引防止に向けた会社情報の管理」等を題材に検討する等、法令遵守、リスク管理の周知徹底に取り組んでおります。また、取締役会を毎月開催し、法令・定款で定められた事項及び重要な業務に関する事項を随時討議し決定いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	85,738	流動負債	64,939
現金及び預金	24,190	支払手形	15,104
売掛金	2,952	買掛金	13,012
商品	57,068	短期借入金	20,905
貯蔵品	7	1年内返済予定の長期借入金	1,496
前払費用	905	リース債	996
未収入金	101	未払法人税等	3,904
その他	515	未払事業所税	242
貸倒引当金	△2	未払消費税等	1,204
固定資産	135,298	預り金	338
有形固定資産	121,301	予約引当金	922
建物	64,019	賞与引当金	1,003
構築物	4,680	役員賞与引当金	28
車両運搬具	0	ポイント引当金	1,179
工具、器具及び備品	1,293	設備関係支払手形	2,112
土地	48,580	資産除去債	119
リース資産	2,487	その他	133
建設仮勘定	239	固定負債	13,773
無形固定資産	3,059	長期借入金	1,793
借地権	2,481	リース債	1,746
ソフトウェア	137	退職給付引当金	3,148
電話加入権	47	役員退職慰労引当金	1,028
リース資産	287	資産除去債	5,620
その他	105	その他	435
投資その他の資産	10,937	負債合計	78,713
投資有価証券	240	純資産の部	
関係会社株式	21	株主資本	142,263
出資金	0	資本金	3,538
長期前払費用	448	資本剰余金	4,223
繰延税金資産	3,674	資本準備金	4,223
敷金及び保証金	6,521	利益剰余金	136,853
保険積立金	7	利益準備金	37
建設協力金	33	その他利益剰余金	136,816
その他	1	固定資産圧縮積立金	620
貸倒引当金	△10	別途積立金	124,000
資産合計	221,037	繰越利益剰余金	12,195
		自己株式	△2,350
		評価・換算差額等	60
		その他有価証券評価差額金	60
		純資産合計	142,324
		負債・純資産合計	221,037

損 益 計 算 書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		217,753
売 上 原 価		146,047
売 上 総 利 益		71,705
販売費及び一般管理費		63,386
営 業 利 益		8,319
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	10	
受 取 貸 貸 料	474	
受 取 手 数 料	177	
受 取 保 険 金	289	
そ の 他	207	1,161
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	139	
貸 貸 収 入 原 価	184	
災 害 に よ る 損 失	161	
そ の 他	31	516
経 常 利 益		8,964
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	20	20
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	97	
減 損 損 失	1,170	
貸 貸 借 契 約 解 約 損 失	28	
そ の 他	49	1,345
税 引 前 当 期 純 利 益		7,639
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,164	
法 人 税 等 調 整 額	△467	2,697
当 期 純 利 益		4,941

株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日）
（至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当 期 首 残 高	3,538	4,223	4,223	37
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	3,538	4,223	4,223	37

(単位：百万円)

項目	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	627	121,000	11,332	132,996
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の積立	△6		6	-
別途積立金の積立		3,000	△3,000	-
剰余金の配当			△1,085	△1,085
当期純利益			4,941	4,941
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	△6	3,000	863	3,856
当 期 末 残 高	620	124,000	12,195	136,853

(単位：百万円)

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△2,350	138,407	132	132	138,540
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の積立		-			-
別途積立金の積立		-			-
剰余金の配当		△1,085			△1,085
当 期 純 利 益		4,941			4,941
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△72	△72	△72
当 期 変 動 額 合 計	△0	3,856	△72	△72	3,784
当 期 末 残 高	△2,350	142,263	60	60	142,324

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式 …………… 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ただし、北九州物流センターにおける商品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法によっております。

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～34年

構築物 10～30年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法によっております。

（リース資産を除く） なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- (3) リース資産 …………… 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 長期前払費用 …………… 定額法によっております。
 なお、償却期間については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、計上しております。
- (3) 役員賞与引当金 …………… 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により損益処理しております。
 数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による按分額を発生翌期から損益処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金 …………… 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づき、期末要支給額を計上しております。
- (6) ポイント引当金 …………… ポイントカードによる顧客の購入実績に応じて付与するポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

土	地	11,370百万円
建	物	3,111百万円
合	計	14,481百万円

上記資産は、1年内返済予定の長期借入金1,396百万円及び長期借入金1,484百万円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	98,553百万円
3. 関係会社に対する金銭債権	2百万円
4. 関係会社に対する金銭債務	1百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

仕 入 高	20百万円
営業取引以外の取引高	8百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末日における発行済株式の数

普通株式 29,784,400株（自己株式1,221,670株を含む）

2. 配当に関する事項

① 配当金の支払

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	542	19円00銭	2019年 3月31日	2019年 6月28日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	542	19円00銭	2019年 9月30日	2019年 12月6日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	571	20円00銭	2020年 3月31日	2020年 6月26日

3. 当事業年度末日において発行している新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	304百万円
未払事業所税	73百万円
未払事業税	132百万円
ポイント引当金	358百万円
退職給付引当金	957百万円
役員退職慰労引当金	312百万円
一括償却資産損金算入限度超過額	61百万円
減損損失累計額	1,075百万円
資産除去債務	1,745百万円
その他	167百万円
繰延税金資産小計	<u>5,188百万円</u>
評価性引当額	<u>△260百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>4,928百万円</u>

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△271百万円
資産除去費用	△956百万円
その他有価証券差額	△26百万円
繰延税金負債合計	<u>△1,253百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>3,674百万円</u>

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

（ア）有形固定資産

主として、店舗における陳列什器（工具、器具及び備品）であります。

（イ）無形固定資産

主として、本社における管理用ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	1,179百万円
1年超	3,207百万円
合計	4,386百万円

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い預金等で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	24,190	24,190	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	198	198	—
(3) 支払手形	(15,104)	(15,104)	—
(4) 買掛金	(13,012)	(13,012)	—
(5) 短期借入金	(20,905)	(20,905)	—
(6) 長期借入金	(3,289)	(3,290)	1

(*) 負債に計上されているものについては、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40	127	87
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	120	71	△49
合 計		161	198	37

(3) 支払手形及び(4) 買掛金、並びに(5) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額41百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金及び預金	23,256
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	—
合 計	23,256

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	20,905	—	—	—	—	—
長期借入金	1,496	1,084	599	99	8	—
合 計	22,401	1,084	599	99	8	—

〔関連当事者との取引に関する注記〕

該当事項はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|--|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,982円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 173円01銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は存在しないため記載しておりません。 | |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社ナフコ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳野博之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内野健志 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナフコの2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査室及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、また当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、相当であると認めます。尚、財務報告を含む内部統制システムの管理運営態勢については、今後とも一層の整備・充実ならびに推進が重要であると考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社ナフコ監査役会

常勤監査役	一ノ瀬	勝雄	㊞
社外監査役	福田	義徳	㊞
社外監査役	藤井	晋	㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、会社をとりまく環境が依然として厳しい折から、経営体質の改善と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたいと存じます。内部留保金につきましては、企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存です。

1. 期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、安定した配当を継続することを基本方針とし、経営成績及び今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金20円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は571,254,600円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 3,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 3,000,000,000円

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役3名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	こばやし こういち 小林 浩一 (1962年5月25日生)	1985年4月 株式会社深町家具店入社 1988年8月 当社入社 長門店営業主任 1997年8月 当社指宿店店長 2003年5月 当社事業推進部事業部長 (現任)	0千株
2	ふくだ よしのり 福田 義徳 (1952年11月10日生)	1982年2月 監査法人第一監査事務所 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1982年11月 公認会計士登録 1994年3月 同法人代表社員就任 2006年7月 福田義徳公認会計士事務所開設 (現任) 2012年6月 当社監査役 (現任) 2017年4月 公立大学法人北九州市立大学監事 (現任)	—
3	ふじい すすむ 藤井 晋 (1977年8月16日生)	2001年4月 三菱化学株式会社 (現三菱ケミカル株式会社) 入社 2002年3月 同社退職 2006年11月 司法修習生 2007年12月 弁護士登録 (福岡県弁護士会) 2010年10月 藤井綜合法律事務所開設 (現任) 2016年6月 当社監査役 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 福田義徳氏及び藤井晋氏は、社外監査役候補者であります。
3. 福田義徳氏の選任理由については、公認会計士として長年の会計監査・税務業務を含めた幅広い会計知識と豊富な実務経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明していただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、2012年6月より当社の監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
4. 藤井晋氏の選任理由については、弁護士としての専門知識・経験を活かしてコンプライアンス経営の推進、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待したためであります。同氏は、2016年6月より当社の監査役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、社外監査役候補者である福田義徳氏及び藤井晋氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
(概要)
当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
6. 福田義徳氏及び藤井晋氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

2020年3月9日に当社代表取締役副会長である深町正氏が逝去されました。

深町正氏の在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

一ノ瀬勝雄氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましては、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴	
ふかまち ただし 深町 正	1970年8月	当社設立 取締役副社長
	1980年3月	当社代表取締役副社長
	2007年6月	当社代表取締役会長
	2010年10月	当社代表取締役副会長
	2020年3月	逝去により退任
いちのせ かつお 一ノ瀬 勝雄	2016年6月	当社常勤監査役（現任）

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の業績、従来に支給した役員賞与金の額、その他諸般の事情を勘案し、当期末時点の取締役14名及び監査役3名に対し、役員賞与総額2,850万円（取締役分2,760万円（うち社外取締役分30万円）、監査役分90万円）を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役及び監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにいたしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 福岡県北九州市小倉北区浅野二丁目14-2
リーガロイヤルホテル小倉 4階ロイヤルホール
電話 093-531-1121

